

(その1)

収 支 報 告 書

令和 2 年分
(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称
(ふりがな)じゆうみんしやうけんい万里しだういんしやう

自由民主党佐賀県伊万里市第三支部

2 主たる事務所の所在地

佐賀県伊万里市東山代町長浜1151番地

3 代表者の氏名

中倉政義

4 会計責任者の氏名

下平公彦

事務担当者の氏名

下平伊津子

(電話) (0955) 23 - 6650

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	_____
資金管理団体の届出をした者の氏名	_____

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	_____
公職の種類	_____

資金管理団体の指定の期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	

備考1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。
 2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合のみ記載すること。
 3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
 4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合のみ「✓」を記入すること。
 5. 「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合のみ記載すること。
 6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額 A				5839666
(前年からの繰越額)				2817040
(本年の収入額)				3022626
支 出 総 額 B				2351113
翌年への繰越額 A-B				3488553

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額				105600
員 数				50

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附 (うち特定寄附)				55000	
(イ) 法人その他の団体からの寄附		2820	000	000	
(ウ) 政治団体からの寄附					
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		2875	000	000	
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]					
イ 政 党 匿 名 寄 附					
合 計 (ア + イ)		2875	000	000	

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分			
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円				
藤谷厚慈			5	000	2.1.31	伊豆市康山代町里154番地	自営業	
〃			5	000	2.3.2	〃	〃	
〃			5	000	2.3.31	〃	〃	
〃			5	000	2.4.30	〃	〃	
〃			5	000	2.6.1	〃	〃	
〃			5	000	2.6.30	〃	〃	
〃			5	000	2.7.31	〃	〃	
〃			5	000	2.8.31	〃	〃	
〃			5	000	2.9.30	〃	〃	
〃			5	000	2.11.2	〃	〃	
〃			5	000	2.11.30	〃	〃	
この頁の小計			55	000				
その他の寄附								
合 計			55	000				

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社 (法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。) であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額						年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円						
医療法人 光仁会			10	000			2.1.6	伊万里市山代町藤久890番地	西田 博	
〃			10	000			2.1.31	〃	〃	
〃			10	000			2.3.2	〃	〃	
〃			10	000			2.3.31	〃	〃	
〃			10	000			2.4.30	〃	〃	
〃			10	000			2.6.1	〃	〃	
〃			10	000			2.6.30	〃	〃	
〃			10	000			2.7.31	〃	〃	
〃			10	000			2.8.31	〃	〃	
〃			10	000			2.9.30	〃	〃	
〃			10	000			2.11.2	〃	〃	
〃			10	000			2.11.30	〃	〃	
(株) 奈雅井			10	000			2.1.6	伊万里市山代町久原2982番地	今泉 清美	
〃			10	000			2.1.31	〃	〃	
〃			10	000			2.3.2	〃	〃	
この頁の小計			150	000						
その他の寄附										
合計										

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る取入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊟ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
(株) 奈雅井			10	0000	2.3.31	伊万里市山代町久原2882番地	今泉 清美	
〃			10	0000	2.4.30	〃	〃	
〃			10	0000	2.6.1	〃	〃	
〃			10	0000	2.6.30	〃	〃	
〃			10	0000	2.7.31	〃	〃	
〃			10	0000	2.8.31	〃	〃	
〃			10	0000	2.9.30	〃	〃	
〃			10	0000	2.11.2	〃	〃	
〃			10	0000	2.11.30	〃	〃	
川原建設(株)			10	0000	2.1.6	伊万里市二里町八谷筋115番地10	川原 長太	
〃			10	0000	2.1.31	〃	〃	
〃			10	0000	2.3.2	〃	〃	
〃			10	0000	2.3.31	〃	〃	
〃			10	0000	2.4.30	〃	〃	
〃			10	0000	2.6.1	〃	〃	
この頁の小計			150	0000				
その他の寄附								
合計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社 (法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。) であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「☑ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のもので合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	法人その他の団体		
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額				年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
川原建設(株)			10000		2.6.30	伊万里市二里町八谷搦15番地10	川原良太	
〃			10000		2.7.31	〃	〃	
〃			10000		2.8.31	〃	〃	
〃			10000		2.9.20	〃	〃	
〃			10000		2.11.2	〃	〃	
〃			10000		2.11.30	〃	〃	
(株)キヨウ			10000		2.1.6	伊万里市東山14町東久保1761番地	吉賀 等	
〃			10000		2.1.31	〃	〃	
〃			10000		2.2.2	〃	〃	
〃			10000		2.3.11	〃	〃	
〃			10000		2.4.30	〃	〃	
〃			10000		2.6.1	〃	〃	
〃			10000		2.6.30	〃	〃	
〃			10000		2.7.31	〃	〃	
〃			10000		2.8.31	〃	〃	
この頁の小計			150000					
その他の寄附								
合計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社 (法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。) であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊟ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものを以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額						年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円						
(株)キョーワ			10000				2.9.30	伊豆市東山代町東久保1761番地1	百賀 等	
"			10000				2.11.2	"	"	
"			10000				2.11.30	"	"	
(株)武藤開発			20000				2.1.6	伊豆市東山代町長浜1385番地1	武藤 宏	
"			20000				2.1.31	"	"	
"			20000				2.3.2	"	"	
"			20000				2.3.31	"	"	
"			20000				2.4.30	"	"	
"			20000				2.6.1	"	"	
"			20000				2.6.30	"	"	
"			20000				2.7.31	"	"	
"			20000				2.8.31	"	"	
"			20000				2.9.30	"	武藤 真美	代表者変更
"			20000				2.11.2	"	"	
"			20000				2.11.30	"	"	
この頁の小計			270000							
その他の寄附										
合計										

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社 (法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。) であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「☑ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のもので合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
(株)黒川商会			10000	0	2.1.6	伊万里市二里町八谷路62番地6	黒川隆太	
〃			10000	0	2.1.31	〃	〃	
〃			10000	0	2.3.2	〃	〃	
〃			10000	0	2.3.31	〃	〃	
〃			10000	0	2.4.30	〃	〃	
〃			10000	0	2.6.1	〃	〃	
〃			10000	0	2.6.30	〃	〃	
〃			10000	0	2.7.31	〃	〃	
〃			10000	0	2.8.31	〃	〃	
〃			10000	0	2.9.30	〃	〃	
〃			10000	0	2.11.2	〃	〃	
〃			10000	0	2.11.30	〃	〃	
大和舗道(株)			60000	0	2.1.31	伊万里市東山代町長浜145番地4	笠原道明	
〃			60000	0	2.7.31	〃	〃	
(株)福岡商店			60000	0	2.2.26	佐賀市水ヶ江 1-2-33	福岡 桂	
この頁の小計			30000	0				
その他の寄附								
合計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別表とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「Ⓞ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	法人その他の団体		
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額				年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
(株)下建設			10	0000	2.1.6	西松浦郡有田町中部2000番地	下今朝隆	
〃			10	0000	2.1.31	〃	〃	
〃			10	0000	2.8.2	〃	〃	
〃			10	0000	2.8.31	〃	〃	
〃			10	0000	2.4.30	〃	〃	
〃			10	0000	2.6.1	〃	〃	
〃			10	0000	2.6.30	〃	〃	
〃			10	0000	2.7.31	〃	〃	
〃			10	0000	2.8.31	〃	〃	
〃			10	0000	2.9.30	〃	〃	
〃			10	0000	2.11.2	〃	〃	
〃			10	0000	2.11.30	〃	〃	
金崎建設(株)			5	0000	2.1.6	伊万里市松島町110番地2	金崎洋典	
〃			5	0000	2.1.31	〃	〃	
〃			5	0000	2.8.2	〃	〃	
この頁の小計			135	0000				
その他の寄附								
合計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社 (法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。) であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「☑ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	円					
金崎建設(株)			5000	円	2.3.31	伊万里市秘島町110番地2	金崎洋典	
〃			5000		2.4.30	〃	〃	
〃			5000		2.6.1	〃	〃	
〃			5000		2.6.30	〃	〃	
〃			5000		2.7.31	〃	〃	
〃			5000		2.8.31	〃	〃	
〃			5000		2.9.30	〃	〃	
〃			5000		2.11.2	〃	〃	
〃			5000		2.11.30	〃	〃	
(有)中央印刷			5000		2.1.6	伊万里市大坪町内1243番地1	朝倉信幸	
〃			5000		2.1.31	〃	〃	
〃			5000		2.3.2	〃	〃	
〃			5000		2.3.31	〃	〃	
〃			5000		2.4.30	〃	〃	
〃			5000		2.6.1	〃	〃	
この頁の小計			75000					
その他の寄附								
合 計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社 (法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。) であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	法人その他の団体		
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
(有) 中央印刷			5	000	2.6.30	伊勢市大坪町丙1243番地1	朝倉信幸	
〃			5	000	2.7.31	〃	〃	
〃			5	000	2.8.31	〃	〃	
〃			5	000	2.9.30	〃	〃	
〃			5	000	2.11.2	〃	〃	
〃			5	000	2.11.30	〃	〃	
(有) カ武木材			5	000	2.1.6	伊勢市山崎町久原252番地	カ武英巨	
〃			5	000	2.1.31	〃	〃	
〃			5	000	2.3.2	〃	〃	
〃			5	000	2.3.31	〃	〃	
〃			5	000	2.4.30	〃	〃	
〃			5	000	2.6.2	〃	〃	
〃			5	000	2.6.30	〃	〃	
〃			5	000	2.7.31	〃	カ武英一郎	代表者変更
〃			5	000	2.8.31	〃	〃	
この頁の小計			7	5000				
その他の寄附								
合計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社 (法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。) であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「☑ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名(団体 あつては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円				
(有)カ武木材			5	000	2.9.30	伊石市山代町久原2522番地	カ武 英一郎	
"			5	000	2.11.2	"	"	
"			5	000	2.11.30	"	"	
福原建設(株)			6	000	2.1.31	伊石市東山代町長浜2422番地	福原 康隆	
"			6	000	2.7.31	"	"	
(有)永尾クレーン興業			3	000	2.1.31	伊石市三里町大里236.5番地5	永尾 芳行	
"			3	000	2.7.31	"	"	
黒木建設(株)			6	000	2.1.31	伊石市松島町100番地1	黒木 祐一郎	
"			6	000	2.7.31	"	"	
(株)秋葉エンジニアリング			3	000	2.1.31	伊石市大坪町丙2110番地12	植田 雅典	
"			3	000	2.7.31	"	永森 洋彦	代表者 変更
(株)山儀建設			5	000	2.1.6	伊石市黒川町真子野3108番地	山口 登	
"			5	000	2.1.31	"	"	
"			5	000	2.3.2	"	"	
"			5	000	2.3.31	"	"	
この頁の小計			39	5000				
その他の寄附								
合 計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「◎ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	法人その他の団体		
寄附者の氏名(団体 あつては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円				
(株)山儀建設			5	000	2.4.30	伊石市黒川町真手野3108番地	山口 澄	
"			5	000	2.6.2	"	"	
"			5	000	2.6.30	"	"	
"			5	000	2.7.31	"	"	
"			5	000	2.8.31	"	"	
"			5	000	2.9.30	"	"	
"			5	000	2.11.2	"	"	
"			5	000	2.11.30	"	"	
石堂建設(株)			6	000	2.1.31	伊石市大川町駒鳴260番地	石堂 政二	
"			6	000	2.7.31	"	"	
(株)港電気商会			3	000	2.1.31	伊石市山成町桶久1069番地	川久保 和生	
"			3	000	2.7.31	"	"	
(株)古賀建設			3	600	2.6.30	伊石市東山町長浜2150番地	古賀 政博	
(有)中島重機用発			6	000	2.3.5	伊石市大川内町甲3225-3	中島 悟	
(有)西岡 醤油店			3	000	2.1.31	伊石市三里町大里甲2912番地	西岡 伸介	
この頁の小計			6	700				
その他の寄附								
合 計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「◎ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	法人その他の団体				
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額					年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考		
	十億	百万	千	百	円						
(有)西岡醤油店			3	0	00	0	2.7.31	伊万里市=里町大里甲2912番地	西岡伸介		
川菱(株)			0	0	00	0	2.1.31	伊万里市=里町八谷筋112番地23	前田敏哉		
"			0	0	00	0	2.7.31	"	"		
(株)吉光建設			1	2	0	00	0	2.12.22	伊万里市=里町中里甲0394番地3	吉永憲正	
吉永建設(株)			6	0	00	0	2.1.31	伊万里市=里町中里甲0374	吉永茂樹		
"			6	0	00	0	2.7.31	"	"		
(株)やましげ			5	0	00	0	2.1.6	伊万里市新天町白坂口3番地5	馬場将嘉		
"			5	0	00	0	2.1.31	"	"		
"			5	0	00	0	2.3.2	"	"		
"			5	0	00	0	2.3.31	"	"		
"			5	0	00	0	2.4.30	"	"		
"			5	0	00	0	2.6.2	"	"		
"			5	0	00	0	2.6.30	"	"		
"			5	0	00	0	2.7.31	"	"		
"			5	0	00	0	2.8.31	"	"		
この頁の小計			37	5	00	00					
その他の寄附											
合計											

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額				年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
(株)やましげ			5	000	2.9.30	伊豆市新天町向坂3番地5	馬場将嘉	
"			5	000	2.11.2	"	"	
"			5	000	2.11.30	"	"	
山代石油(株)			5	000	2.1.6	伊豆市山代町久原289番地1	山崎高広	
"			5	000	2.1.31	"	"	
"			5	000	2.3.2	"	"	
"			5	000	2.3.31	"	"	
"			5	000	2.4.30	"	"	
"			5	000	2.6.2	"	"	
"			5	000	2.6.30	"	"	
"			5	000	2.7.31	"	"	
"			5	000	2.8.31	"	"	
"			5	000	2.9.30	"	"	
"			5	000	2.11.2	"	"	
"			5	000	2.11.30	"	"	
この頁の小計			75	000				
その他の寄附								
合計			2820	000				

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別表とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「◎ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表					
項 目	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
1 経 常 経 費					
(1) 人 件 費			720	000	
(2) 光 熱 水 費			154	774	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			290	924	
(4) 事 務 所 費			485	398	
小 計			1751	096	
2 政 治 活 動 費					
(1) 組 織 活 動 費			543	287	
(2) 選 挙 関 係 費					
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					
ア 機関紙誌の発行事業費			504	000	
イ 宣 伝 事 業 費					
ウ 政治資金パーティー開催事業費					
エ その他の事業費					
(4) 調 査 研 究 費				600	000
(5) 寄 附 ・ 交 付 金					
(6) そ の 他 の 経 費					
小 計			600	000	
合 計			2351	113	

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 <u>組織活動費</u> (<u>組織対策費</u>)				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
食事代			77	077	2.2.14	(有) 割嘉 山平	伊万里市伊万里町2195	
この頁の小計			77	077				
その他の支出			466	210				
合 計			543	287				

- 備考
1. 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
 2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
 3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書


添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 / 月 28 日

政治団体の名称 自由民主党佐賀県伊万里市第三支部

会計責任者の氏名 下平 公彦 

代表者の氏名 _____ 
(解散の場合のみ)

（備考）

- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。